

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	29	府省庁名 内閣府
対象税目	個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において整備する以下の鉄道施設の耐震対策により取得した鉄道施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乗降客1日1万人以上の駅</li> <li>・ 片道断面輸送量1日1万人以上の路線の高架橋、橋りょう、地下トンネル</li> <li>・ 緊急輸送道路等と交差・並行する線区の高架橋、橋りょう</li> </ul>	
関係条文	—	
減収見込額	<p>[初年度] — ( = ) [平年度] — ( = )</p> <p>[改正増減収額] = (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、また、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている首都直下地震・南海トラフ地震等の大規模地震に備えて、より多くの鉄道利用者の安全確保や、一時避難場所や緊急輸送道路の確保等の公共的機能も考慮し、主要駅や高架橋等の耐震対策を一層推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>切迫性や被害の影響度の大きい首都直下地震・南海トラフ地震に備えた防災・減災対策は喫緊の課題となっている。鉄道施設については、東日本大震災等の経験に基づき鉄道利用者の安全確保に加え、地域住民の安全を確保するための一時避難場所や緊急輸送道路等の確保等の公共的機能に鑑み、耐震対策を実施する必要がある。</p> <p>特に首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等においては早急にこれらの対策を実施する必要がある。そのため、平成25年4月に「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」を制定し、鉄道事業者に耐震対策の努力義務を課したところであるが、併せて鉄道事業者へのインセンティブとして、本特例措置による支援措置を講じることにより、対策を一層推進する必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
ページ		29—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策評価体系 政策目標 10. 防災政策の推進 施策目標 ⑤ 地震対策等の推進
	政策の達成目標	首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における、乗降客1日1万人以上の駅及び片道断面輸送量1日1万人以上の路線の高架橋等の耐震化率 100%
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間
	同上の期間中の達成目標	平成28年度末 達成目標 駅：95% 路線：94%
	政策目標の達成状況	平成24年度末 駅：88% 路線：91%
有効性	要望の措置の適用見込み	約30事業者（見込み）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	鉄道施設の耐震対策については、施設等の整備に多大な費用がかかるが、特例措置を導入することにより、需要増が見込まれない中で、投下資金を早期に回収でき、経営の安定化が図られることから、施設等の整備に対するインセンティブになることが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	鉄道施設安全対策事業費補助：2,500百万円  現行の補助制度の補助対象である主要ターミナル駅等に加え、新たに、首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における、乗降客1日1万人以上の駅及び片道断面輸送量1日1万人以上の路線の高架橋等の耐震対策を補助対象に加える。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置と相まって、耐震対策を推進する。
	要望の措置の妥当性	鉄道施設の耐震対策については、施設等の整備に多大な費用を要するため、これらの整備を促進するためには、需要増が見込まれない中で、投下資金を早期に回収でき、経営の安定化を支援することによるインセンティブを与えることが必要である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—